

教 職 員 の 処 分 に つ い て

このことについて、下のとおり処分を発令しました。

	職 名 等	事 案 の 概 要	処 分 内 容	処 分 年 月 日
1	奈良市立 椿井小学校 教頭 <small>くずわ まさのり</small> 葛和 正則 S38. 2. 2 (53歳)	平成28年7月22日午前7時頃、奈良市立椿井小学校内の女子職員更衣室に、盗撮目的で、ビデオカメラを設置し、同年8月24日に建造物侵入容疑で逮捕されたものである。	懲戒免職	平成28年 9月30日
2	奈良市立 椿井小学校 校長 <small>かしはら まさみ</small> 樫原 正巳 S33. 11. 20 (57歳)	所属男性教頭が、奈良市立椿井小学校内の女子職員更衣室に、ビデオカメラを設置し、女子職員を盗撮したことについて、平成28年7月29日に情報を得て、同年7月30日には、そのことを本人に確認したにもかかわらず、同年8月23日に奈良市教育委員会から聴取を受けるまで、一切の報告をしなかった。	減給10分1 (3月)	平成28年 9月30日